

## 古賀市中小企業等応援金 「対象となる中小企業等」

令和2年8月4日改正

1. 資本金の額または出資の総額が10億円未満であること。資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
2. 古賀市内に主たる事業所、店舗を有すること。
  - 常時使用する従業員数のうち、半数以上が古賀市内で従事していること。
  - 古賀市内にある事業所の所在地が公的書類等の写しで確認できること。
3. 令和2年3月末までに開業しており、申請時において事業を営んでいること。
  - 令和2年1月から令和2年3月末までに開業している場合は、税務署の収受印が押された開業届や、営業許可など開業に関する公的書類の写しが提出できること。
4. 令和2年1月から令和2年12月までの期間のうち、ひと月の売上が前年同月比で30%以上減少していること。
  - 国の持続化給付金または福岡県持続化緊急支援金の交付が決定した通知のメールもしくは書面の写しが提出できる場合は、売上比較は不要（個人で事業を営む者で不動産収入がある場合を除く）。
  - 比較対象月の前年同月後に開業または店舗増加、月当たりの売上の変動が大きい等で単純な売上高の前年比較が困難な場合は、別紙Q&Aの方法による。
5. 年間事業収入が120万円以上であること。また、個人で事業を営む者の場合は、収入の半分以上が事業収入であることが直近の確定申告書類の写しで確認できること。
  - 個人事業者・・・確定申告書第一表を添付すること。
  - 法人・・・法人事業概況説明書を添付すること。
6. 個人で事業を営む者の場合は、生活保護を受給していないこと。
7. 暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと。
8. 法人の場合は、大企業が実質的に経営に参画していないこと。
9. 政治団体、宗教上の組織若しくは団体に該当しないこと。